

議案第 21 号

木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

木古内町道路占用料徴収条例（昭和 28 年条例第 27 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

木古内町道路占用料徴収条例(昭和28年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町道に係る道路の占用のうち占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(当該合計額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。

別表を次のように改める。

	占用物件	単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	本/年	380
	第二種電柱		580
	第三種電柱		780
	第一種電話柱		340
	第二種電話柱		540
	第三種電話柱		740
	その他の柱類		34
	共架電線その他上空に設ける線類		3
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器		330
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下に設ける変圧器	占用面積m ² /年	200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	個/年	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		280
	広告塔	表示面積m ² /年	670
	その他のもの	占用面積m ² /年	680
	外径が0.07m未満	m/年	14
	外径が0.07m以上0.1m未満		20
	外径が0.1m以上0.15m未満		30
	外径が0.15m以上0.2m未満		41
	外径が0.2m以上0.3m未満		61
	外径が0.3m以上0.4m未満		81
	外径が0.4m以上0.7m未満		140
	外径が0.7m以上1.0m未満		200
	外径が1.0m以上のもの		410
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積m ² /年	680

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		
		階数が3以上のもの		
	上空に設ける通路		330	
	地下に設ける通路		200	
	その他のもの		680	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積m ² /日	7	
	その他のもの	占用面積m ² /月	67	
道路法施行令(昭和27年)	看板(アーチであるものを除く。)その他のもの	表示面積m ² /月	67	
		表示面積m ² /年	670	
政令第479号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	標識	本/年	540	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	本/日	7
		その他のもの	本/月	67
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積m ² /日	7
		その他のもの	その面積m ² /月	67
	アーチ	車道を横断するもの	基/月	670
		その他のもの		330
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積m ² /年	680
	令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積m ² /月	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積m ² /年	68
	上空に設けるもの			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.023を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.023を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.005を乗じて得た額
				Aに0.008を乗じて得た額
				Aに0.01を乗じて得た額

	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速道路の路面下に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額

- ・第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- ・第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- ・共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- ・表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- ・Aは、近傍類似の土地（第7条第8号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設け

るもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存在しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地) の時価を表すものとする。

- ・表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- ・占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月で計算するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。